

◎新潟県告示第1346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五十子平真田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市松之山橋詰字宮下 258 番 1 から 同市松之山五十子平字古屋敷554番 2 まで	新	4.9～47.0メートル	1,661.4メートル
十日町市松之山五十子平字古屋敷554番 2 から 同市松之山五十子平字古屋敷554番 2 まで	旧	23.4～30.6メートル	6.7メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更